## (平成28年法律第61号) 消費者契約法の一部を改正する法律

を規定 と契約条項の無効 契約の取消し ・交渉力の格差に鑑み の情報 の間( 2 事業者。 4 种 中 源

### 契約の取消

#### く現行規定

事業者の以下の行為により契約を締結した場合 は取消しが可能

- [=契約の目的物に関する事項] が対象) 不実告知 (重要事項  $\frac{4}{6}$ 
  - 断定的判断の提供
- 不利益事実の不告知 不退去/退去妨害

#### 課題>

低下等につけ込んで、

高齢者の判断能力の

40

大量に商品を購入

る被害事案

<改正内物>

契約の取消し 過量な内容の (新たな取消事由)

範囲の拡大

事案(例:床下にシロア

家が倒壊)

リがおり、

ない事項についての 不実告知による被害

契約の目的物に関

行使期間の伸長

取消権の行使期間を

(短期を6か月→ 1年に伸長)

経過した被害事案

取消しの効果についても規定

〇このほか、

(差止請求) に関する規定が 〇このほか、消費者団体訴訟制度 置かれている

### 契約条項の無対

#### 、現行規定>

消費

消費者の利益を不当に害する条項は、

- 事業者の損害賠償責任を免除する条項 消費者の支払う損害賠償額の予定条項  $\Theta(\Omega)$
- 消費者の利益を一方的に害する条項(「一般条項)
- 【10条】 ①民法、商法等の任意規定の適用による場 合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、 **②**信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

#### 課題>

一场 (例:「いかなる場合で 認めない条項の存在 →欠陥製品であって 残金を支払い続ける) 消費者の解除権を も解除できません」

不履行等の場合 でも、消費者の 無効とする条項 事業者の債務 解除権を放棄 させる条項 (改正内容)

の追加)

法10条の個は明文の規

的な法理等も含むとす

る最高裁の判決

定だけではなく、

刚示を追加

消費者の不作為をもって意思 表示をしたものとみなす条項  $\hat{\mathbb{X}}$ 

という文言を削除 「民法の規定による」 〇このほか、

(平成 公布日から起算して1年を経過した日 29年6月3日) 〇施行期日は、

#### ☆ 消費者庁

# 消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)

#### 経緯く

【來·参消費者特委 附帯決議】

今後の検討課題について

必要な措置を講ずる旨

平成28年改正

過量契約の取消権

・消費者の解除権を放棄させる条項の無効

挑

(29年8月) 消費者 委員会 **郊**田

平成30年改正

消費者と事業者の<u>交渉力等の格差</u>に鑑み、 消費者契約に関する<u>被害事例</u>等を踏まえ対応

# 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

①社会生活上の経験不足の不当な利用

### (1)不安をあおる告知

例:就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生 成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

# (2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例:消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと 関係を続けない」と告げて勧誘

# ②加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は 例:認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知 維持できない」と告げて勧誘

# ③ 霊感等による知見を用いた告知(※)

例:「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりその ままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が 去ろ」と告げて勧誘

### 契約締結前に債務の内容を実施等 4

例:注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を 切断し、代金を請求

# ⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例:「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建っ ことを故意に告げず、マンションを販売

故意要件に重過失を追加

### ※衆議院において追加された規定

無効となる不当な契約条項の追加等

回 例:「賃借人(消費者)が成年被後見人になった場合 ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できる」 ① 消費者の後見等を理由とする解除条項

事業者が自分の責任を自ら決める条項 (V)

例:「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は 損害賠償責任を負う」

### 事業者の努力義務の明示

条項の作成:解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

②情報の提供:個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日 (平成31年6月15日)